

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告に関するQ&A

質問		回答
1	県へ仕入控除税額の報告をしなければならない理由とは。	<p>消費税に関する確定申告をした際の申告方法によっては、事業者が実質的には消費税を負担していないこととなり、補助金に含まれる消費税分の金額が事業者の利得となる場合があります。この場合、当該金額の返還が必要となるため、その返還額の報告をしていただくものです。</p> <p>なお、仕入れ税額控除制度の詳細については、お近くの税務署や担当の税理士に御確認ください。</p>
2	添付する確定申告の種類は。	<p>「消費税及び地方消費税の確定申告（写し）」を御提出ください。</p> <p>※「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」などは提出不要です。</p>
3	決算を法人本部等でしている場合は。	<p>補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告してください。</p>
4	決算を法人本部等でしている場合の確定申告書の写しの提出は、法人でまとめて1枚提出するのみで良いか。	<p>確定申告書等の添付書類については、補助金の交付を受けた医療機関ごとに御提出ください。</p>
5	確定申告をしていない（免税事業者である）場合はどうすればよいか。	<p>事業者の経理担当等に、確定申告等の手続を御確認ください。免税事業者である場合は「消費税仕入控除税額に係るフローチャート」の「(1)」に該当し、返還は発生しませんが、その場合でも様式の提出は必要となります。</p> <p>なお、免税事業者等の要件は、国の税金制度の話であるため、お近くの税務署や税理士に御確認ください。</p>
6	免税事業者が入力する「基準期間における課税売上高」とは。	<p>貴医療機関が免税事業者であるか否かを判断する根拠となる金額です。</p> <p>原則として、個人事業主の場合は前々年の課税売上高、法人の場合は前々事業年度の課税売上高を入力していただくこととなります。また、基本的には、当該額が1,000万円以下の事業者が免税事業者となります。</p> <p>（例えば、令和3年の課税期間において貴医療機関が免税事業者となるかどうかは、2年前の令和元年の期間における課税売上高で判断します。）</p> <p>なお、上記にかかわらず他の要件等により免税事業者とならない場合もあるため、詳細については税理士や経理担当者に確認してください。</p>
7	確定申告はいつのものを提出すればよいか。	<p>提出が必要な場合、補助金の交付時期、支出時期により必要となる申告年度が異なります。お近くの税務署や税理士に御確認の上、必要な年度のものを御提出ください。</p>
8	額の確定通知書が見当たらなければ、通知番号が分からない。	<p>補助金に係る書類は、事業完了後5年間は保管していただくこととなっておりますので、再度書類をお探しいただきますようお願いします。</p>